開催年月日 令和6年2月21日(水) 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員 答 弁 者 扣 事 鈴木 直道

間 質 内 容 答 内 容 弁

# 介護職員等処遇改善事業費について

#### (一) 不十分な支援内容について

今回の事業では、約22億円が予算として計上され ています。道内で対象となる事業所は介護・障害分|が、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、 野の合計で12,000を超える状況です。

事業所の規模が違う部分もありますが、1事業所 あたりの予算配分額は単純計算で17万8千円、対象 期間は2月から5月の4ヶ月ですから、1か月、約 4万4,500円となります。

た、介護職員以外の職員にも事業所の判断で賃金改しころでございます。 善に充てることは可能となっているものの、当然十 分な金額には及びません。

こうした不十分な処遇改善策では職員間の分断を 生むことにもつながりかねず、一層の改善を国に要しな支給に努めるとともに、介護職員の方々などの処 望するべきと考えますが、知事はどのように考えて いるのかお答えください。

#### (二) 今後の支援継続について

新年度の介護報酬改定は、全体で増額されていま すが、地域生活を送るうえで、欠かせない訪問介護 の身体介護や生活援助では、報酬が減らされていま す。介護職員の月収は、全産業平均より7、8万円 低いとされており、昨年は、全国で60を超える介護 事業所の倒産が報道されています。

人材確保が困難な現場の窮状は、今回の処遇改善 事業だけで解決できるものではなく、事業の終了後 にあたっても、処遇改善・人材確保について継続的 な支援が必要と考えますが、道として取組をどのよ|境改善に係る相談支援といった、働きやすい介護の うに行うのかお答えください。

## 【知事】

介護職員等処遇改善事業費についてであります 処遇改善など、介護サービスを担う人材の確保に係 る取組は重要であります。

こうした中、国においては、本年6月からの介護 報酬改定に先だって、2月から5月までの間、介護 職員等の賃金を引き上げる措置として、都道府県を これでは十分な処遇改善にはつながりません。ま|通じた事業所への補助金の交付を行うこととしたと

> 道では、より多くの事業所が、この補助金を活用 して介護職員等の処遇改善に取り組むことができる よう、リーフレットを活用した補助金の周知や円滑 遇が改善されるよう、適切な給与水準の確保につい て国に要望してまいります。

### 【知事】

介護職員の処遇改善などについてでありますが、 令和6年度の介護報酬改定では、処遇改善加算の加 算率の引上げを行うとともに、従来の3つの加算を 一本化し、事業所が取得しやすいよう改定するな ど、介護現場で働く方々のベースアップへと確実に つながるよう見直すこととされております。

道としては、こうした処遇改善加算の取得に当た っての助言を行うほか、認証評価制度の導入促進や 社会保険労務士が介護事業所を訪問して行う労働環 職場づくりのための施策を進めるなどし、高齢者の 方々が安心して介護サービスを受けることができる よう、人材確保対策に取り組んでまいります。